

# 桐生市議会情報番組「K J」第9回放送

平成26年6月2日（月）放送

〈桐生市議会PRコーナー〉

**相沢議長** 次は、第2部、桐生市議会のPRのコーナーです。前回に続いて、議会基本条例について、お送り致します。なお、この議会基本条例の本文をご覧になりたい方は、桐生市のホームページをご覧ください。

**周東副議長** 今回は、第7章「議会の活性化」について、説明致します。この章は、第22条から27条までの6つ条文からなっていますが、今日は、7章の前半3つの第22条（監視・評価機能の充実）、23条（政策評価の研究）、24条（議決事件の追加）の3つを説明します。それでは、まず第7章の全体的な解説から行います。

**相沢議長** はい、「議会の活性化」について示されている第7章では、議会として重要な課題と捉えている、「市民に開かれた議会」と「議会への市民参加」を促進し、議会としての政策立案能力を高めていくことを実現するための、具体的取組みを示してあります。

**周東副議長** そうですね、桐生市議会は、大正10年市制施行以来、93年を迎えますが、先人が築いた、歴史と伝統の上に現在があります。私たちは、その歴史や伝統を受け継ぎながらも時代の変遷を捉え、自己改革を進めながら、市民の代表として創意工夫を重ね、行動する議会として、市民の皆様とともに「桐生らしい地域の主体性」を高めることを決意しました。

**相沢議長** まさに、地方分権を進める中で求められているのが、その「桐生らしい地域の主体性」を高めることと確信しています。そこから地域特性を活かし、地域の活性化をはかってゆく、これが「今」、つまり、現在と未来を拓くカギであると思います。

**周東副議長** それでは、各条文の説明に入りたいと思います。私が最初に、第7章の22条、監視・評価機能の充実を朗読します。  
22条（監視・評価機能の充実）  
議会は、市民の立場に立ち、市長その他の執行機関と対等な関係を保持し、監視及び評価機能を充実します。  
以上です。

**相沢議長** 副議長に、第7章の第22条を朗読して頂きましたが、この議会基本条例の、パブリックコメント用にまとめた、逐条解説に示した、この部分の解説を、北川議員から紹介してもらいます。

**北川議員** はい、わかりました。  
本条では、議会の役割の中の監視・評価機能の充実について、述べています。  
二元代表制の一翼を担う議会は、執行機関とは独立・対等の関係にあります。議会には、その重要な機能として、地方自治体の基本事項を決定（議決）する団体意思の決定機能と、執行機関を監視・評価する機能があり、市民の立場に立って、監視及び評価機能を充実することを定めています。

**相沢議長** ありがとうございます。この監視と評価の機能を充実するということは、市民代表として、当然のことです。現在、市長を代表とする執行機関が行う様々な仕事、市民の要望や期待に応えているか、さらにより良い方法はなかったか、また継続的な事業は、当初目指した効果を生んでいるか等々、監視や評価をしています。更なる機能の充実には、議員個々の資質の向上を図りながら、体制強化に努めてまいりたいと思っています。

**周東副議長** はい、それでは次の、第23条に移りたいと思います。条文を今度は井田議員に、朗読と、この部分の逐条解説の紹介も、お願いします。

**井田議員** それでは、第23条を朗読します。

第 23 条（政策評価の研究） 議会は、議会による事業仕分け、その他の政策評価を研究します。  
以上です。

続いて、逐条解説の紹介をします。

本条では、議会による事業仕分けなど、政策評価について研究することを述べています。

議会は、市長その他の執行機関の行う各種事業や政策について、その政策の有効性、効率性などにより選択をして、政策の新たな開始や、政策の継続、政策の廃止などの意思決定を常に行い、真の市民福祉向上につながる「良い政策の選択」を行うために、議会による事業仕分け、その他の政策評価を研究することを定めています。

**相沢議長** この政策評価は、代表的な事業仕分けが良く知られています。ところが、桐生市においては、市当局が独自に行っているものであります。私たちは、その成果を検証するなかで、議会による、事業仕分け等の政策評価を行おうとしているものであります。市民総幸福度という、新たな政策の基準も研究されています。議会として「良い政策の選択」を実現してまいりたいと思います。

**周東副議長** それでは、次の第 24 条（議決事件の追加）に移りたいと思います。条文の朗読を北川議員、お願いします。続いて、解説は井田議員、お願いします。

**北川議員** はい、それでは第 24 条を朗読します。

第 24 条（議決事件の追加）

第 1 項 議会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件について、追加の検討をするものとします。

第 2 項 前項の規定に基づく議決すべき事件については、別に条例で定めます。

以上です。

**井田議員** それでは、解説を紹介します。

本条では、議決すべき事件について、追加の検討を行うことを述べています。

第 1 項

団体意思の決定に関する議会の権限については、地方自治法第 96 条第 1 項において、条例の制定又は改廃、予算の決定、決算の認定など、15 項目が明示されていますが、地方自治法第 96 条第 2 項では、さらに必要に応じて、議会の議決すべき事件を条例で定めることができる旨規定されており、この場合において、検討することを定めています。

第 2 項

第 1 項の規定に基づく議決すべき事件については、別に条例を定めることとします。

**相沢議長** 北川議員、井田議員ありがとうございました。この 24 条に定めた「議決事件の追加」ですが、地方自治法第 96 条第 1 項に、各自治体はその意思を決定する際に、議会の議決を求めなければならないことが 15 項、明示されていますが、例えば、総合計画等の基本計画は対象になっていません。今後は、基本計画等については、議会の議決を求めてゆくことも視野に、条例に決めました。

**周東副議長** はい、地方分権の大きな流れの中で、地方の独自性が求められていますので、第 24 条に定めた意味は重いと思います。

それでは、議会基本条例の第 7 章の「議会の活性化」の本日予定した前半部分のところは、これで終了とさせていただきます。

以上、第 2 部 桐生市議会の PR のコーナーでした。

〈一般質問：井田泰彦〉

**周東副議長** それでは、一般質問のコーナー前半を、井田議員、お願い致します。

**井田議員** 私が皆様に紹介したい一般質問は、平成 23 年第 4 回定例会 12 月議会から 2 回行いました「自然と共生した観光について」です。

**周東副議長** このテーマを取り上げた、背景や考えを教えてください。

**井田議員** はい。私は、エコツーリズムをキッカケに、トレイルランニングの大会を開催してはどうかと、考えています。ご存知のとおり、桐生市は、自然豊かな街であり、桐生の織物は、西の西陣、東の桐生と謳われるほど、織物の一大産地であり、織物産業の繁栄を今に伝える街並みが、いたるところに残っています。のこぎり屋根の織物工場や、土蔵造りの店舗など、近代化遺産の宝庫となり、本町一・二丁目を中心とした伝統的な街並みは、重要伝統的建造物群保存地区の指定を受けており、また、名物の食べ物なども多くありますが、今ひとつ観光に繋がっていない状況です。そこで、自然を生かした相乗効果による桐生市のPRということで、このテーマを選定しました。

**周東副議長** わかりました。それではまず、エコツーリズムとは どのようなものか、教えていただけますか。

**井田議員** はい。簡単に言うと、自然環境に配慮しながら、自然環境や歴史文化を対象として、様々な体験や観光を楽しむことです。

世界遺産の屋久島などをイメージするでしょうが、山紫水明の桐生市の自然環境、そして、この自然があるからこそ生まれた伝統や文化は、桐生に住む私達が感じる以上に、魅力的な観光資源となり得る可能性を秘めています。

**周東副議長** そうですね。桐生には、たくさんの魅力がありますが、具体的に、どのような方法で桐生市をPRするのですか。

**井田議員** 今、健康志向と、何よりも気持ちいいということで、舗装されていない山道などを走る、トレイルランニングの人气が上がっています。県内では、神流町や赤城山、武尊山で、トレイルランニングの大会が開催されていますが、そのトレイルランニングの国内第一人者として、桐生市新里町出身の、鏑木毅さんがいます。世界最高峰のレースでも上位入賞しており、平成23年11月には、16人しかいない観光庁のスポーツ観光マイスターに任命されました。その鏑木さんのお勧め練習コースが、吾妻山から鳴神山のコースであり、トレイルランニング界では、有名な場所になっています。

**周東副議長** トレイルランニングの大会を開催して、観光に繋げるということですね。

**井田議員** はい。鏑木さんがプロデュースする、神流マウンテンラン&ウォークというものがあり、これは、トレイルランニング大会と銘打った、地域おこしイベントであります。大会前日から、山村体験を始め地場産品でもてなす、ウェルカムパーティーが開かれます。つまり、宿泊するという事です。第3回大会の参加者は700人とのことで、桐生市の宿泊可能人数も700名であり、イベントによる宿泊需要が期待できます。加えて先程申し上げました、本町一・二丁目を中心とした、桐生新町 重伝建地区や、桐生が岡遊園地・動物園などの観光名所、また、名物の食べ物などもあり、単体では繋がらない観光が、相乗効果で生きてきます。

**周東副議長** なるほど。では、そのことを踏まえて、どのような質問をしたのか、教えてください。

**井田議員** はい。エコツーリズム推進法についてどう考えるのか、質問をしました。

**周東副議長** 当局の考えは、いかがでしたか。

**井田議員** はい。産業経済部長からは、このような恵まれた地域観光資源を生かし、四季を通じて観光客を安定的に誘致するための努力を、今後も続けていきたいと考えている。また、議員提案の里地、里山の、身近な自然や文化を活用した、飯能市エコツーリズムの取り組みは、桐生市においても大変参考となる事例と考えおり、よい観光地づくりは、自然環境の保全の意識を高めることを含め、地域住民の生活の質を高め、交流人口を増大させ、地域の活性化につながるものと思うので、エコツーリズム制度の導入については、関係団体及び関係部署と連携を図り、研究、検討をしていきたい。という答弁がありました。

**周東副議長** わかりました。では次に、どのような質問を展開したのか、教えてください。

**井田議員** はい。大会の開催について、支援をしていただけないか質問したのですが、産業経済部長からは、観光的観点からすると議員の言うとおりに、自然観光資源を活用したスポーツイベントが各地で開催されるようになり、大会の数などの増加とともに、競技人口の数も増えてきていると聞いている。という答弁がありました。また、イベントの開催は、人、物、情報の活発な交流を通じて、地域経済の活性化が図れ、地域社会に及ぼす効果は大きく、加えて、経済波及効果についても、すそ野が広がるものと理解している。イベントの誘致、開催に際しては、関係団体及び関係部署に、積極的に働きかけるとともに、連携を図り、研究、検討をしていきたい。という答弁がありました。また、教育部長からは、開催に当たっては、地権者や一般登山者との兼ね合い、自然保護の問題、安全性の問題など、クリアしなければならない問題があることから、今後、関係団体などと相談する中で、研究していきたいと考えている。という答弁がありました。

**周東副議長** この答弁を受けて井田議員は、どのように考えていますか。

**井田議員** はい。いろいろな問題などがあるとは思いますが、そのためにエコツーリズム推進法があると思うので、日本を代表するトレイルランナーの鏑木さんのご協力をいただき、大会とは言わなくても、小さなことでもいいので、イベントを始めていただければと思います。また、駅から降りてすぐに伝統と文化のある街並みや山歩きができる環境は、滅多にないと思います。使えるツールはたくさんあると思いますので、関係部署や関係団体と、しっかり連携していただいて、桐生らしいエコツーリズムを生み出していただければと思います。

**周東副議長** 本町一・二丁目を中心とした、桐生新町 重伝建地区や、桐生が岡遊園地・動物園などの観光名所と連携した、桐生らしい自然環境を生かした政策に期待します。  
井田議員、ありがとうございました。

〈一般質問：北川久人〉

**相沢議長** では、続いて、一般質問のコーナーの後半は、北川議員、お願いします。

**北川議員** 私が皆様を紹介したい一般質問は、平成24年第1回定例会1月議会から、幾度となく行いました「重伝建について」です。

**相沢議長** このテーマを取り上げた、背景や考えを教えてください。

**北川議員** はい。重伝建地区に関しては、地元議員として、住民の意見も大切にしながら、桐生の目玉地域となりえる場所として、長期スパンで考える今後の方向性や、緊急性のある具体的な課題等について、市の考え方と住民の考え方の架け橋となりながら、桐生市の将来に発展性を持たせ、有効に活用したいという思いで、このテーマを選びました。

**相沢議長** 北川議員は、定例会ごとに、このテーマに関する質問をしていますよね。では、具体的に重伝建について、どのように考えているのか、教えてください。

**北川議員** はい。まず、当時は、重伝建の選定を第一に考えていました。その後、重伝建の選定になったわけですが、ただ、保存していただくだけではなく、桐生の歴史の象徴、伝統文化として、将来的には、この重伝建地区を先頭に、その他市内各所に点在する、のこぎり屋根工場なども利用しながら、全市的に、桐生の近代化遺産を活用したまちづくりを展開したいと考えています。

**相沢議長** では、そのことを踏まえて、どんな質問をしたのか、教えてください。

**北川議員** はい。具体的な質問として、最近、目に見える形で観光客の数が増えてきています。観光に来ていただけることは桐生市として、非常にありがたいことではありますが、地元では困惑していたり、迷惑を受けていたりしている部分もあります。そこで、これからの重伝建地区の活かし方について、重伝建地区はもとより、桐生市全体に点在する観光資源をどう活かしていくのか、という質問をしました。

**相沢議長** どんな答弁が、返ってきましたか。

**北川議員** はい。総合政策部長からは、重伝建地区は観光資源の一つとして、さまざまな工夫により観光客を誘致し、市の活性化につなげるということは必要なことであると考えている。また、重伝建選定をきっかけとして、桐生を訪れる人々が増えることにより、桐生市の認知度が高まり、観光のみならず、広く地域全体の活性化にもつながる、あるいはつなげていきたいというふうにも考えている。という答弁がありました。また、そこで観光客の増加に対応するには、交通アクセスの向上や駐車場の整備、観光案内システムの構築といったようなハードウェアの整備とともに、地元の受け入れ体制の確立や観光ガイドの強化といったような、ソフトウェアの充実も不可欠である。観光客の増加自体は、桐生市にとってはメリットが大きいと考えるが、受け入れ態勢が整わないままに無秩序に観光客が増加すれば、歴史的景観や住民の生活環境に対する騒音、プライバシーの侵害などの懸念もあるので、一般の観光施設と同列に、単純な観光資源と捉えることはしがたい要素もある。という答弁がありました。

**相沢議長** 確かに、ハード、ソフト両面の整備は必要ですね。それではまずハード面について、当局は、どのような対策を考えているのか教えてください。

**北川議員** はい。総合政策部長からは、まず全国の伝建地区は、歴史的風致の向上や通行の利便性の観点から、電線の地中化等の環境整備に、積極的に取り組んでいるところが多くなっており、そこを訪れる観光客にも、好意的に受け入れられている。かたや、桐生市の伝建地区内を貫く本町通りは、歩行者や自転車の安全が、十分に確保されているとは言えない状況にある。という答弁がありました。その事を踏まえ、平成21年度に実施した、本町通り道路検討会において、歩行者の安全を第一に考え、できる限りフラットな両側路肩を理想とし、電線類は地中化を検討することが確認事項として決定され、道路管理者である県に、要望事項として提出したことがあるということでした。また、市としても、生活道路としての交通の安全確保と、歴史的景観への配慮を両立させるべく、県に対して早急かつ、適切な道路整備のお願いをしており、今後も、伝建地区にふさわしい道路整備に向け、関係部局と一緒にあって県と連携しながら、取り組んでいきたい。という答弁がありました。

**相沢議長** 建物を活用していく上での、問題点はありますか。

**北川議員** はい。木造主体の伝統的建造物群の保存を目的とする伝建制度と、火災のリスクを最小限に抑えるために、非木造化を推奨する内容を含む建築基準法があり、そこが問題となっています。

総合政策部長からは、この2つの制度には相反する性格があり、安全を担保しながら伝統的な街並みを保存していくことは大変難しい。建造物の歴史的価値が高いからといっても、まずは、火災などの被害から住民の生命、財産を守ることを優先しなければならないので、単純に、建築基準法を緩和すればよいということでもないことから、今後、関係部局や関係機関と綿密な連携、あるいは指導を受けつつ、技術的な検討を行った上で、緩和条例制定に向け、研究していきたいと考えている。という答弁がありました。

**相沢議長** ソフト面に関しては、どうですか。

**北川議員** はい。総合政策部長からは、住民が主体となった観光客を受け入れるためのルール、例えば住民協定などをつくり、事前の対策を講じることも必要と考えている。いずれにしても、伝建地区を観光資源として活用して、地域の活性化と桐生市の元気再生につなげることは、伝建地区指定を単に文化財保護のための施策ではなく、広く市民の利益につなげる起爆剤となる大変有意義なものと考えているので、地元、あるいは関係部局、関係機関と連携を密にしながら、あるべき方向を探っていきたいと考えている。という答弁がありました。

**相沢議長** わかりました。それでは次に、どのような質問を展開したのか、教えてください。

**北川議員** はい。やはり重伝建地区の保存だけでは、桐生市のまちづくりとしては不十分であります。重伝建地区の選定は、あくまでスタート地点として捉え、今後は、よりわかりやすい、明確で具体的なビジョンが必要ではないかなと考えています。そうした、市民にもわかりやすいビジョンがあってこそ、市民意識の醸成が図れてくるのではないかなと考えており、今後、重伝建地区

を中心に観光地化させていくことについて、どのように市民意識の醸成を図っていくのか、ということ質問しました。

**相沢議長** 当局の答弁は、いかがでしたか。

**北川議員** はい。総合政策部長からは、市民の意識、特に、重伝建地区の市民の意識ということでは、重伝建地区を観光資源と捉えるためには、地元住民が、観光客の受け入れに積極的に取り組むということが前提であり、必要条件になることだと思っている。そのためには、観光に対する住民の認識が統一されている必要がある。従って、今後は速やかに、住民の観光客受け入れに関する意識の統一を図るということで、関係町会等を通じて、住民座談会などを幅広く開催するなど、まずは地元住民の合意形成、意識の共有化ということを手始めにして、全体のビジョンをつくり上げていきたいと考えている。という答弁がありました。

私は、重伝建選定前から一般質問をしていますが、あくまでも選定がゴールではなくスタートでありますので、今後、解決すべき様々な問題点を解決しながら、絹産業遺産群のストーリーの一つとして、富岡製糸場の世界遺産選定との連携を図りながら、桐生のまちづくりの核となるよう、引き続き、今後も重点的に進めていきたいと考えています。

**相沢議長** そうですね。富岡製糸場の世界遺産選定と連携した、桐生のまちづくりを期待します。北川議員、ありがとうございました。

〈市のPR、条例関係コーナー〉

**相沢議長** それでは最後のコーナー、第4部に入ります。第4部は、議会で議決した条例等について、説明を行う市のPR、条例関係のコーナーです。

今回は、市民の皆様、またリスナーの皆様も、たいへん関心の高い、みどり市との合併について、お話ししたいと思います。

**周東副議長** 新聞等で報道されていますが、最近の動きを確認します。

5月12日月曜日、桐生市の亀山市長は、みどり市の石原市長を訪問し、みどり・桐生両市で、任意合併協議会の設立を要請しました。みどり市の石原市長は、この要請を受け、5月中にも亀山市長がみどり市議会に出向き、直接説明する機会を設ける方向で、調整すると約束しました。

**相沢議長** はい、亀山市長からその日の午後、直接、その様子をお聞き致しました。この時の会談の経緯については、まず石原市長が、みどり市長選終了後、「桐生市から、合併に関してアプローチがあれば、誠意を持って対応する」とコメントし報道され、これを受けて、桐生市側からのアプローチ方法等について協議するために、みどり市長と非公式会談を行った。とのことでした。

**周東副議長** その結果、予想を上回る進展が見られたことから、内容について、記者発表が行われたようですね。

**相沢議長** そうなんです。私たちも驚きましたが、任意協議会の設置についてのことが話題になったんです。亀山市長は、合併を前提とした任意協議会の設置に向けた協議の開始と、出来れば早期に任意協議会を立上げ、合併に向けた議論を進めたい意向を伝えました。

**周東副議長** みどり市長の対応は、申し入れには、誠意を持って前向きに対応したい。と聞きましたが。

**相沢議長** はい、具体的に、早い時期に桐生市長がみどり市議会に出向いて、説明をする場を設けられるように努めたい。さらに、みどり市民も、以前と比べて冷静に合併を判断できる状況になっており、話し合う環境は整っていると考えている。とのことでした。

**周東副議長** みどり市・桐生市の合併の実現に、期待がもてる結果でしたね。それを受けて桐生市議会としては、5月19日に各派代表者会議で、亀山市長からその状況を聞き、亀山市長は翌日の20日に、みどり市議会に説明をする。とのことでした。

**相沢議長** はい、私たち議会としても、このような亀山市長の後押しをしようと、急遽、声明を出すことにしました。たいへん急な対応でしたが、20名の議員の御理解を頂き、「みどり・桐生両市合併実現に、賛意を示す声明」を出しました。

**周東副議長** 急な事でしたが、快く賛同を戴いて、次のような声明を出しました。朗読します。  
「みどり・桐生 両市合併実現に賛意を示す声明」「私たち桐生市議会は、議員結束して、みどり市・桐生市の合併実現に向け、努力することを表明します。平成26年5月19日 桐生市議会議長相沢崇文はじめ20名の署名入り」この様な声明でした。

**相沢議長** 即日、各マスコミにも伝え、桐生市議会の意思を明確にしました。翌日行った、みどり市での亀山市長の説明の際にも、披露されたようです。

**周東副議長** 5月20日の、みどり市での亀山市長の説明に対する反応は、マスコミ各社に報道されていますが、大半の質問者は、合併への問題点を指摘しつつも、課題は設置された協議会で、じっくりと議論する必要があると示唆しており、協議会設置に直接的に反対する発言は、ごく一部に限られていたようですね。

**相沢議長** はい、任意の協議会は、法定の合併協議会の協議事項を検討する組織です。両市長が合意すれば、設置は出来ます。石原市長は、報道によると「議会の意見を聞いた上で、回答とその時期を決めたい」と述べて、慎重に検討する考えを示したようですが、亀山市長の「これからは未来志向で手を携えて、前に進めるようお願いしたい」との言葉通り、桐生市議会としても、任意協議会の設置、法定協設置、そして合併実現に向けて、努力して行きたいと思っています。

**周東副議長** 桐生市民の皆様、またリスナーの皆様も、この「みどり・桐生両市合併の動き」を、是非とも、ご支援頂きたいと思います。よろしくお願ひします。それでは、以上で、第4部、議会で議決した条例等について、説明を行う市のPR、条例関係のコーナーを終了します。